

ID: 24-2

担当部署: 農林課

| | | | |
|---|-----------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 過料 | | |
| 例規名 根拠条項 | 村田町有財産管理条例 第10条 | | |
| 例規番号 | 昭和31年条例第5号 | | |
| 【基準】 第10条の規定による。 第10条 町長は、不正その他の行為によってこれ等を免れようとする者があるのを発見したときは、5万円以下の過料に処する。 | | | |
| 備考 | | | |
| 【共通担当部署】 財政課 農林課 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年4月2日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |